

類型分類の基本的な考え方

【目的】

条文毎に類型分類（A、B－1～4）を実施した上で、各条文の設計内容ごとの対象物量を整理することで、申請対象設備毎に設計として説明する事項および対象物量を明確にする。

条文毎の類型分類および設計内容ごと（内訳）の対象物量を整理するにあたっては、申請対象設備（約25,000機器）及び適合性確認が必要な条文を確認できる設工認添付書類「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」（以下、「申請対象設備リスト」という）を基に整理を行う。

整理にあたっては、類型分類毎の考え方を明確化する。

申請対象設備リスト（適合性確認母数）



類型分類を行い、説明物量の全体を明確化

類型分類の基本的な考え方【A.新設】

A：新規に設置するもの

<考え方>

- (全体) 新規に設置する設備が対象 (申請対象設備リストで変更区分が「新設」に該当する設備)
- (条文単位) 条文適合性として設計を説明すべき設備が対象
設計で説明する対象を明確にする
(例 第6条：耐震クラス、波及的影響、第8条：防護対象、波及的影響、対策設備)

<具体的な対象>

- ・避雷設備のうち、新規に設置する飛来物防護ネットを構造体利用する避雷設備はAで整理する。
⇒申請対象設備リストの飛来物防護ネットに紐づけて分類
- ・新基準対応以外のその他事項のうち、Aで整理する対象 (移設して新規に設置する設備含む) は以下のとおり。(「」は共通02で整理した設計変更事項の件名を記載。【】は関連する主要条文を記載。)
安全冷却水A冷却塔：「安全冷却水系冷却塔の設置位置の変更」
【第6条、第8条、第10条、第17条】
緊急時対策建屋換気設備、通信連絡設備：「有毒ガスに係る対応」
【第8条、第13条、第30条、第31条】
緊急時対策建屋及び収納する設備：「緊急時対策建屋の新設」【第30条】
漏えい液受皿の集液溝の液位高を検知する装置：「漏えい液受皿の集液溝を監視する装置の設計」
【第4条、第10条、第20条】
⇒申請対象設備リストの漏えい液受皿に紐づけて分類
TBP受入れ貯槽等：「試薬貯槽の設置位置の変更」【第8条、第16条】
環境測定設備 (可搬型酸素濃度計等)：「環境測定設備 (可搬型酸素濃度計等) を設計基準
対処の設備としても使用可能とする設計」【第30条】

類型分類の基本的な考え方【A.新設】

<具体的な対象（続き）>

固化セル圧力放出系前置フィルタユニット：「固化セル圧力放出系の高性能粒子フィルタの1段から2段への変更」【第10条】

⇒設計基準事故時の公衆への線量評価で考慮する高性能粒子フィルタ（設備）を追加

上記のとおり類型分類した新設設備に対して、設備に関連する要求事項と要求事項を満足するための構造設計の概要を今後説明する。

類型分類の基本的な考え方【B.既設】

B-1:設計条件が変更になったもの（設計の妥当性を説明）

<考え方>

- 設計方針に係る設計条件の変更であるため、条文単位で対象を明確化する
- 既設工認からあった設計方針の項目（耐震評価、強度評価等※）に対して、設計条件（評価条件）が変更された条文のうち、変更された設計条件（評価条件）で追加の説明が必要な設備（当該設備と同様な設計であり、纏めて説明する設備を含む）
- 上記条文における対象設備のうち、既設工認での設計から変更がない（既設工認の設計で適合性が説明できる）設備はB-4とする（波及的影響を除く耐震B,Cクラス機器）
※ 次頁の既設工認での評価（参考）参照

<具体的な対象>

- ・耐震（5,6条）：基準地震動の変更（耐震Sクラス、波及的影響、工事有無など内訳を示す）耐震のうち、耐震クラスの見直し（C⇒S等）については、既設工認で耐震評価を添付していないが、耐震設計の説明内容（基準地震動に対する耐震評価内容）が同じであることから、「基準地震動の変更」に合わせて説明するため、B-1で整理する。
- ・新基準対応以外のその他事項のうち、B-1で整理する対象は以下のとおり。
第2低レベル廃棄物貯蔵系（第1貯蔵系）、遮蔽設備：「第2低レベル廃棄物貯蔵系の最大保管能力変更」【第25条、第27条】
⇒既設工認の保管容量、遮蔽評価に対して設計条件（評価条件）が変更
- 注水槽等：「安全上重要な施設の変更」【第16条】
⇒安重区分は変更（安重→非安重）するが、設計変更はない

類型分類の基本的な考え方【B.既設】

<具体的な対象（つづき）>

各建屋の遮蔽設備：「敷地及び周辺監視区域並びに安全解析に使用する気象条件等の変更」
【第27条】

⇒既設工認の直接線及びスカイシャイン線による線量当量の評価に対して評価条件が変更

所内高圧系統（第2ユーティリティ建屋に係る施設）：「第2ユーティリティ建屋の給電先に緊急時
対策建屋を追加」【第29条】

⇒既設工認の電気盤に対して設計条件を変更（供給先の負荷を追加）

精製建屋一時貯留処理設備の配管：「プルトニウムを含む溶液の誤移送防止として一部の配管を
物理的に閉止する設計」【第4条、第10条】

⇒既設工認から誤移送防止の設計は実施しており、設計条件（設計対象）を変更

参考：既設工認での設計方針等

条文	設計方針	設計条件及び評価条件	評価項目・評価内容
第4条 核燃料物質の臨界防止	設定した核的制限値に対して十分な安全裕度を見込んで未臨界を維持(臨界計算書)	設計用核燃料物質及びU・Pu同位体組成、臨界安全設計に使用する計算コード等	単一ユニット及び複数ユニットの臨界安全機器が設定した核的制限値(実効増倍率)を超えずに未臨界が維持できることの計算結果を示す。
第6条 地震による損傷の防止	重要度に応じた地震力に対して耐震性を確保(耐震計算書)	入力地震動、地盤物性値、解析モデル、計算コード等	基準地震動により、機器等の安全機能が喪失しないよう耐震性が確保されたものであることの計算結果を示す。
第10,19,25条 閉じ込めの機能 使用済燃料の貯蔵施設等 保管廃棄施設	使用済燃料等から発生する熱を適切に除去(除熱計算書)	燃料等の発熱量、設計外気温度、計算方法等	使用済燃料、放射性物質を含む溶液又は粉末、高レベル放射性液体廃棄物、ガラス固化体からの発熱に対して冷却水、換気による強制冷却、自然冷却で所定の温度以下に制限できることの計算結果を示す。
第17条 材料及び構造	放射性物質を閉じ込めるための安全機能を確保する容器及び管、支持構造物等の構造・強度を確保(強度計算書)	使用材料、腐食代、計算方法等	安全機能を確保するための容器及び管、支持構造物等の停止時、運転時、運転時の異常な過渡変化時、設計基準事故時といった設備の環境条件に耐えることの計算結果を示す。
第11条 火災等による損傷の防止	放射性物質を含む溶液から放射線分解により発生する水素を化学的制限値未満となるよう適切に掃気(水素掃気計算書)	溶液の燃料仕様、燃料等の発熱量(崩壊熱密度)、水素掃気評価に用いるG値、計算方法等	放射性物質を含む溶液から放射線分解により発生する水素を滞留防止の観点で安全圧縮空気系からの掃気用空気で機器内の水素濃度を化学的制限値未満で維持(掃気)できることの計算結果を示す。
第23条 制御室	事故時において従事者が制御室に留まり、必要な操作・措置ができることを確認(中央制御室遮蔽計算書)	設計基準事故時の放出位置、放出継続時間、計算コード等	設計基準事故時(溶解槽における臨界事故を代表)において制御室に留まり、必要な操作・措置ができるよう中央制御室遮蔽により低減されていることの計算結果(建屋外表面、中央制御室内)
第27条 遮蔽	公衆及び従事者を放射線被ばくから可能な限り低減するための建屋内遮蔽、平常時における直接線及びスカイシャイン線による線量当量を評価(遮蔽計算書、被ばく計算書)	遮蔽設計区分(基準線量率)、設計用燃料及び線源強度、線源スペクトル、計算コード、計算方法等	公衆及び従事者を放射線影響から防護するために設定した建屋内の基準線量率及び敷地境界での線量当量率が可能な限り低減されていることの計算結果を示す。 ※制御室居住性に関する中央制御室遮蔽の計算は既認可では遮蔽計算書で確認

類型分類の基本的な考え方【B.既設】

B-2:設計条件が追加になったもの（設計の妥当性を説明）

<考え方>

- 設計方針に係る設計条件の追加であるため、条文単位で対象を明確化する
- 新規基準の要求事項が追加・強化された条文が対象（設計基準条文の一部※¹及び重大事故等対処施設※²の条文）で既設工認の内容から追加で適合性に係る設計を説明する上で必要な設備
- 上記のうち、既設工認での設計から変更がない（既設工認の設計で適合性が説明できる）設備はB-4とする（再処理特有火災に係る設備 等）

※1：安全機能を有する施設の技術基準規則の条文

・外部衝撃等（8条）、不法侵入等（9条）、火災等（11条）、溢水（12条）、薬品（13条）、安全避難通路（14条）、安有（16条）、放管（21条）、制御室（23条）、保安電源（29条）、緊対（30条）、通信（31条）

※2：重大事故等対処施設の技術基準規則の条文

・地盤（32条）、地震（33条）、津波（34条）、火災等（35条）、重事（36条）、材構（37条）、臨界防止（38条）、蒸発乾固防止（39条）、水素爆発防止（40条）、有機溶媒火災等防止（41条）、SFP冷却（42条）、放出抑制（44条）、水供給（45条）、電源（46条）、計装（47条）、制御室（48条）、監視設備（49条）、緊対（50条）、通信（51条）

<具体的な対象>

- ・防護対策設備、防護対象設備、評価対象設備、外部衝撃における波及的影響を及ぼす非安重設備 等（防護対象、評価対象、工事有無など内訳を示す）
- ・避雷設備のうち、間接雷設計の考慮事項が追加になった雷サージ抑制設計に係る保安器、アイソレータ等は、B-2で整理する。

⇒申請対象設備リストの計測制御系統施設の計装設備等に紐づけて分類

類型分類の基本的な考え方【B.既設】

＜具体的な対象（つづき）＞

- ・新基準対応以外のその他事項のうち、B-2で整理する対象は以下のとおり。

制御室換気設備：「有毒ガスに係る対応」【第23条】

（既設工認の居住性評価（遮蔽評価）以外に追加で有毒ガスに係る事項を評価が追加）

粉末缶、混合酸化物貯蔵容器：「MOX燃料加工施設との共用及び取り合いに係る変更」
【第16条】

安全圧縮空気系の配管：「圧縮空気設備の安全圧縮空気系に接続口を設計」【第10条】

火災防護設備（火災感知器等）等：「第2低レベル廃棄物貯蔵系の一部の共用に係る変更」
【第16条】

上記のとおり、B-1またはB-2で類型分類した設備のうち、改造する設備に対して、設備に関連する要求事項のうち、改造内容を踏まえて、既設工認の適合性説明の内容から追加で説明が必要となる要求事項を整理した上で、当該要求事項を満足するための構造設計の概要を今後説明する。

類型分類の基本的な考え方【B.既設】

B-3:新たに申請対象設備になったもの（他法令の要求と照らし合わせて変更がないことを説明）

<考え方>

- 既認可では他法令等により設置しており、手続き対象外であったが、新規規制基準の要求の適合性を示すうえで申請対象となる設備で、且つ 適合性を説明するうえで改造が必要ない設備

<具体的な対象>

- ・安全避難通路、誘導灯、非常灯、構内接地網等
- ・申請対象設備リストの施設共通基本設計方針に該当する安全避難通路等は関連する設備に紐づけて類型分類する。（例 安全避難通路であれば、建屋の一部として建屋をカウントする）

類型分類の基本的な考え方【B.既設】

B-4:設備の設計条件に変更がないもの（既認可から設備の変更がないことを説明）

<考え方>

- 新規制基準施行以前の要求から変更の無い条文（安全機能を有する施設の技術基準規則の条文※）のうち、設備の新設又は改造に係らない設備（既設工認の設計で適合性の説明が実施できる）
- B-1、B-2で、既設工認での設計から変更がない（既設工認の設計で適合性が説明できる）とした設備

※：臨界防止（4条）、閉じ込め（10条）、安重（15条）、材構（17条）、搬送設備（18条）、使用済燃料の貯蔵施設等（19条）、計測制御（20条）、安全保護回路（22条）、廃棄施設（24条）、保管廃棄施設（25条）、汚染防止（26条）、遮蔽（27条）、換気設備（28条）

<具体的な対象>

- ・耐震のうち、耐震クラスの見直し（S⇒B等）については、既設工認から耐震評価の説明が追加で必要となるものではないことから、B-4で整理する。
- ・新基準対応以外のその他事項のうち、B-4で整理する対象（既認可で設計変更済み含む）は以下のとおり。
 - ガラス溶融炉等：「高レベル廃液ガラス固化設備の設計変更に係る記載の追加（高レベル廃液ガラス固化建屋の北側には、模擬廃液受入槽を収納する模擬廃液貯蔵庫を設置する設計等）【第25条】
 - 温度計保護管加圧設備：「高レベル廃液濃縮缶内の温度計保護管内部の加圧に係る記載追加」【第10条、第28条】

説明項目ごとの分類の基本的な考え方

適合性を説明する上で説明が必要となる項目ごとに物量感を明確にするとともに、抜け漏れないようにするという目的を踏まえ、条文毎に以下の考え方で説明項目ごとに類型分類する。

- 条文毎に説明する設計内容が明確になるように、説明項目（内訳）を設定して、申請対象設備を分類する。
- 設計内容を計算書（評価書）を用いて説明するものと、設計方針で説明するもので説明程度が異なるため、計算書（評価書）の有無が明確になるように分類する。
- 設備を改造する場合、改造内容（既設工認から変更した内容）の説明も必要になるため、工事の有無が明確になるように分類する。

なお、上記考え方に基づき、条文毎に類型分類する方針を次頁以降に示す。

「第五条 安全機能を有する施設の地盤」、 「第六条 地震による損傷の防止」の説明方針

【説明事項】

- Sクラスの耐震設計（Ss、Sd、水平地震力 3 Ci※、保有水平耐力）
 - Bクラスの耐震設計（1.5Ci ※、上位クラスへの波及影響）
 - Cクラスの耐震設計（1.0Ci ※、上位クラスへの波及影響）
- ※建物構築物の場合。機器・配管系の場合は20%増しとして算定。

青字：当面説明する事項

分類		申請対象設備※	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		Sクラス：○基 Bクラス：○基 (Sクラスへの波及影響：○基) Cクラス：○基 (Sクラスへの波及影響：○基)	Sクラスの耐震設計、B,Cクラスの耐震設計（上位クラスへの波及影響）に係る設計条件及び評価判断基準（特に、基準地震動に基づく入力地震動の策定）	2-1：システム設計、構造設計等 ・構造図、系統図等 2-2：解析・評価等 ・FRS、解析モデル、耐震評価等	3-1：設計要求等との照合 3-2：評価判断基準等との照合 ・評価結果等と許容限界の比較
B.既設	B-1:設計条件が変更になったもの	Sクラス：○基 (耐震クラス変更：○基) Bクラス：○基 (Sクラスへの波及影響：○基) Cクラス：○基 (Sクラスへの波及影響：○基) B-1のうち、工事を実施する設備：○基		2-1：システム設計、構造設計等 (改造有の場合) 2-2：解析・評価等 ・FRS、解析モデル、耐震評価等	3-1：設計要求等との照合 3-2：評価判断基準等との照合 ・評価結果等と許容限界との比較
	B-2:設計条件が追加になったもの	-		-	-
	B-3:新たに申請対象になったもの	-		-	-
	B-4:設計条件に変更がないもの	B-1以外のBクラスおよびCクラス (耐震クラスの見直し含む) Bクラス：○基 Cクラス：○基		変更がないこと 理由を説明	※：数値については精査中。 -

【主な説明内容】

- 申請対象設備を耐震重要度分類毎に明確化
- 設計条件及び評価判断基準の明確化（特に、基準地震動に基づく入力地震動の策定）
- 同じ評価方法になるものについては、同じ評価方法の纏まりを説明したうえで合理的に説明

「第八条 外部衝撃による損傷の防止：竜巻」の説明方針

【説明事項】

● 竜巻防護設計（風荷重、気圧差荷重、衝突荷重等）

青字：当面説明する事項

分類		申請対象設備※	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合	
A.新規に設置するもの		竜巻防護対策設備：○基 防護対象施設：○基 （評価対象：○基） 安全機能を有する施設：○基	竜巻防護設計（竜巻防護対策設備、重大事故等対処設備、竜巻防護対象施設等）の設計条件及び評価判断基準	2-1：システム設計、構造設計等 ・構造図等（防護ネット、防護板等）	3-1：設計要求等との照合	
				2-2：解析、評価等 ・竜巻荷重による構造評価、飛来物衝突による貫通評価等	3-2：評価判断基準等との照合 ・強度評価結果と許容限界との比較等	
B.既設	B-1設計条件が変更になったもの	—			—	—
	B-2:設計条件が追加になったもの	防護対象施設：○基 （評価対象：○基） 防護に必要な設備：○基 波及的影響を及ぼし得る施設：○基 B-2のうち、工事を実施する設備：○基			2-1：システム設計、構造設計等(改造有の場合) ・構造図等	3-1：設計要求等との照合 3-2：評価判断基準等との照合 ・強度評価結果と許容限界との比較等
	B-3:新たに申請対象になったもの	—		—	—	
	B-4:設計条件に変更がないもの	A, B-2以外の安全機能を有する施設：○基		2-2：解析、評価等 ・竜巻荷重による構造評価、飛来物衝突による貫通評価等	—	
				変更がないこと の理由を説明	—	

※：数値については精査中。

【説明内容】

- 申請対象設備を重要度毎に明確化
- 設計条件及び評価判断基準の明確化
- 「2. 具体的な設備等の設計」のうち、「2-1 システム設計、構造設計等（構造図、系統図等）」を説明
- 同じ設計になるものについては、同じ纏まりを説明したうえで合理的に説明

「第八条 外部衝撃による損傷の防止：外部火災」の説明方針

【説明事項】

- 防火帯の設計
- 外部火災防護設計（森林火災、爆発、航空機墜落火災等）

青字：当面説明する事項

分類		申請対象設備※	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		防護対象施設：○基 （評価対象：○基） 波及的影響を及ぼし得る施設：○基 安全機能を有する施設：○基	防火帯の設計、外部火災防護設計（竜巻防護対策設備、外部火災防護対象施設、重大事故等対処設備等）の設計条件及び評価判断基準	2-1：システム設計、構造設計等 ・防火帯の設計 ・構造図等（耐火被覆等）	3-1：設計要求等との照合 3-2：評価判断基準等との照合 ・危険距離と離隔距離との比較等
B.既設	B-1：設計条件が変更になったもの	—		—	—
	B-2：設計条件が追加になったもの	防護対象施設：○基 （評価対象：○基） 波及的影響を及ぼし得る施設：○基 防護に必要な設備：○基 B-2のうち、工事を実施する設備：○基		2-1：システム設計、構造設計等(改造有の場合) ・構造図等（耐火被覆等）	3-1：設計要求等との照合 3-2：評価判断基準等との照合 ・危険距離と離隔距離との比較等
	B-3：新たに申請対象になったもの	—		—	—
	B-4：設計条件に変更がないもの	A、B-2以外の安全機能を有する施設：○基	—	変更がないことの理由を説明	—

※：数値については精査中。

【説明内容】

- 申請対象設備を重要度毎に明確化
- 設計条件及び評価判断基準の明確化
- 「2. 具体的な設備等の設計」のうち、「2-1 システム設計、構造設計等（構造図、系統図等）」を説明
- 同じ設計になるものについては、同じ纏まりを説明したうえで合理的に説明

「第八条 外部衝撃による損傷の防止：火山」の説明方針

【説明事項】

- 降下火砕物防護設計（降下火砕物荷重に対する強度評価、閉塞・腐食・磨耗等）

青字：当面説明する事項

分類		申請対象設備*	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		防護対象施設：○基 （評価対象：○基） 波及的影響を及ぼし得る施設：○基 安全機能を有する施設：○基	降下火砕物防護設計（竜巻防護対策設備、降下火砕物防護対象施設、重大事故等対処設備等）の設計条件及び評価判断基準	2-1：システム設計、構造設計等 ・構造図等（防護ネット等）	3-1：設計要求等との照合
				2-2：解析、評価等 ・降下火砕物荷重による構造評価等	3-2：評価判断基準等との照合 ・強度評価結果と許容限界との比較等
B.既設	B-1設計条件が変更になったもの	—		—	—
	B-2:設計条件が追加になったもの	防護対象施設：○基 （評価対象：○基） 波及的影響を及ぼし得る施設：○基 防護に必要な設備：○基 B-2のうち、工事を実施する設備：○基		2-1：システム設計、構造設計等(改造有の場合) ・構造図等（降下火砕物による閉塞・腐食防止設計等）	3-1：設計要求等との照合
	B-3:新たに申請対象になったもの	—	—	—	
	B-4:設計条件に変更がないもの	A、B-2以外の安全機能を有する施設：○基	—	変更がないこと の理由を説明	—

※：数値については精査中。

【説明内容】

- 申請対象設備を重要度毎に明確化
- 設計条件及び評価判断基準の明確化
- 「2. 具体的な設備等の設計」のうち、「2-1 システム設計、構造設計等（構造図、系統図等）」を説明
- 同じ設計になるものについては、同じ纏まりを説明したうえで合理的に説明

「第八条 外部衝撃による損傷の防止：落雷」の説明方針

【説明事項】

- 避雷設備の設計（直撃雷、間接雷）
- 間接雷の影響を考慮する施設の雷サージ抑制設計

分類	申請対象設備※	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合	
A.新規に設置するもの	防護対象施設：○基 避雷設備の設計（落雷防護対象施設を覆う金属製の構築物の避雷設備（構造体利用）等）：○基 安全機能を有する施設：○基	<ul style="list-style-type: none"> ・ JIS A4201に準拠した要求事項 ・ 周辺の施設の避雷設備にて保護される範囲の考慮 等 	2-1：システム設計、構造設計等 ・ 構造図、系統図等（構造体利用に係る受雷部、引下げ導線、接地極の設計）	3-1：設計要求等との照合	
B.既設	B-1:設計条件が変更になったもの	—	—	—	
	B-2:設計条件が追加になったもの	防護対象施設：○基 避雷設備の設計（落雷防護対象施設を収納する建屋、屋外の落雷防護対象施設、主排気筒以外の高い構築物 等）：○基 B-2のうち、工事を実施する設備：○基	<ul style="list-style-type: none"> ・ JIS A4201に準拠した要求事項 ・ 周辺の施設の避雷設備にて保護される範囲の考慮 ・ 雷サージ抑制設計に関する要求事項等 	2-1：システム設計、構造設計等(改造有の場合) ・ 構造図、系統図等	3-1：設計要求等との照合
	B-3:新たに申請対象になったもの	避雷設備の設計（構内接地系等）：○基	接地設計に関する要求事項等	2-1：システム設計、構造設計等 ・ 構造図、系統図等（網状接地極、接地抵抗）	3-1：設計要求等との照合
	B-4:設計条件に変更がないもの	A、B-2以外の安全機能を有する施設：○基	—	—	—

【説明ポイント】

- 各設計については、複数設備に対して同じ設計方法であることを説明したうえで合理的に説明する。

「第八条 外部衝撃による損傷の防止：航空機落下」の説明方針

【説明事項】

- 航空機防護設計（安全上重要な施設、被ばくのリスクの観点から防護対象とする建屋）

分類		申請対象設備※	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A. 新規に設置するもの		防護対象施設：○ 全機能を有する施設：○ 基			
B. 既設	B-1: 設計条件が変更になったもの	—	—	—	—
	B-2: 設計条件が追加になったもの	—	—	—	—
	B-3: 新たに申請対象になったもの	—	—	—	—
	B-4: 設計条件に変更がないもの	防護対象施設：○ 防護に必要な設備：○ 防護対象施設及び防護に必要な設備以外の安全機能を有する施設：○ 基	変更がないこと 理由を説明	変更がないこと 理由を説明	—

【説明ポイント】

- 最新の情報を踏まえても既認可の内容で充足していることを説明する。

「第八条 外部衝撃による損傷の防止：その他外部衝撃」の説明方針

【説明事項】

●その他外部衝撃に対する防護設計

分類		主な説明事項	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		防護対象施設：○基 防護に必要な設備：○基 安全機能を有する施設：○基	—	—	—
B.既設	B-1:設計条件が変更になったもの	—	—	—	—
	B-2:設計条件が追加になったもの	防護対象施設：○基 防護に必要な設備：○基 B-2のうち、工事を実施する設備：○基	換気設備等の給気システムに対する要求事項	2-1：システム設計、構造設計等 ・構造図、系統図等	3-1：設計要求等との照合
	B-3:新たに申請対象になったもの	—	—	—	—
	B-4:設計条件に変更がないもの	防護対象施設：○基 防護に必要な設備：○基 防護対象施設及び防護に必要な設備以外の安全機能を有する施設：○基	変更がないこと 理由を説明	変更がないこと 理由を説明	—

【説明ポイント】

- 設計については、複数設備に対して同じ設計方法であることを説明したうえで合理的に説明する。
- 換気設備の設計（給気口の高さ等）については、火山・外部火災とあわせて合理的に説明する。

「第十条 閉じ込めの機能」の説明方針

【説明事項】



分類		申請対象設備※	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		冷却塔（崩壊熱除去機能） ：○基 安全冷却水系の配管（崩壊熱除去機能） ：○基 飛来物防護ネット（冷却塔の冷却性能への影響考慮） ：○基 漏えい液受皿の集液溝の液位高を検知する装置 ：○基 固化セル圧力放出系前置フィルタユニット ：○基	崩壊熱除去機能等に係る要求事項等	2-1：システム設計、構造設計等・構造図、系統図等	3-1：設計要求等との照合
B.既設	B-1：設計条件が変更になったもの	精製建屋一時貯留処理設備の配管 ：○基	-	-	-
	B-2：設計条件が追加になったもの	安全圧縮空気系の配管（接続口追加） ：○基 火災防護設備（第2低レベル廃棄物貯蔵系の一部の共用に係る変更） ：○基	-	-	-
	B-3：新たに申請対象になったもの	-	-	-	-
	B-4：設計条件に変更がないもの	A以外の閉じ込めの機能を要求する設備	変更がないことの理由を説明	変更がないことの理由を説明	-

【説明ポイント】

※：数値については精査中。

「第十一条 火災等による損傷の防止」、 「第三十五条 火災等による損傷の防止」の説明方針

【説明事項】

- 火災防護設備の設計（火災区域・区画構造物、火災感知設備、消火設備等の設計）
- 火災防護対象設備の設計（不燃材・難燃材の使用、水素の滞留防止等の設計）
- 火災影響評価（火災源等を踏まえた火災区域（区画）における火災影響評価等）

青字：当面説明する事項

分類		申請対象設備*	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		火災防護設備：○基 （基準地震動Ssに対して機能維持が必要となる設備：○基） 火災防護対象設備：○基 （火災防護上重要な機器等：○基、常設重大事故等対処設備(外的要因)：○基） 火災防護計画による防護対象設備：○基 （安全機能を有する施設：○基、重大事故等対処設備(可搬型、内的要因)：○基）	・火災防護対象設備の選定 ・火災区域及び火災区画構造物の設定 ・火災防護設備の設計条件の設定 （火災感知器、消火設備） ・火災防護対象設備の設計条件 （GBパネルの難燃化、難燃ケーブルの難燃性の確認等） ・火災影響評価等の設計条件及び評価判断基準	2-1：システム設計、構造設計等 ・火災感知設備・消火設備（性能評価、配置設計、構造設計(耐震含む)） ・水素漏えい検知器の設計(仕様、系統) 2-2：解析、評価等	3-1：設計要求等との照合 ・感知器等の設計要求との照合 3-2：評価判断基準等との照合 ・耐震評価結果と許容限界の比較等
B.既設	B-1：設計条件が変更になったもの	-		-	-
	B-2：設計条件が追加になったもの	火災防護設備：○基 （基準地震動Ssに対して機能維持が必要となる設備：○基） 火災防護対象設備：○基 （火災防護上重要な機器等：○基、常設重大事故等対処設備(外的要因)：○基） B-2のうち、工事を実施する設備：○基		2-1：システム設計、構造設計等(改造有の場合) ・火災区域及び火災区画構造物(耐火壁含む)の設計(性能評価、配置設計、構造設計) ・消火設備(CO2消火設備、消火用水系)の設計 ・不燃・難燃材料の使用（GB、ケーブル等） 2-2：解析、評価等 ・火災伝播評価、FDTSを用いた火災影響評価等	3-1：設計要求等との照合 3-2：評価判断基準等との照合 ・評価結果と評価判断基準の比較等
	B-3：新たに申請対象になったもの	-		-	-
	B-4：設計条件に変更がないもの	A、B-2以外の安全機能を有する施設及び常設重大事故等対処設備(内的要因)：○基	-	変更がないことこの理由を説明	-

【説明内容】

- 申請対象設備を重要度毎に明確化
- 設計条件及び評価判断基準の明確化
- 「2. 具体的な設備等の設計」のうち、「2-1 システム設計、構造設計等（構造図、系統図等）」を説明
- 同じ設計になるものについては、同じ纏まりを説明したうえで合理的に説明

※：数値については精査中。

「第十二条 再処理施設内における溢水による損傷の防止」の説明方針

【説明事項】

- 溢水防護設備の設計（堰、防水扉、緊急遮断弁等の設計）
- 溢水防護対象設備の設計（被水、蒸気放出影響等を踏まえた防護設計）
- 溢水影響評価（溢水源の設定・溢水量、溢水による溢水防護設備に対する影響評価）

青字：当面説明する事項

分類		申請対象設備*	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		溢水防護設備：○基 溢水防護対象設備：○基	溢水防護設備（緊急遮断弁、堰、防水扉等）、溢水防護対象設備（安全上重要な施設）等の設計、影響評価の設計条件及び評価判断基準	2-1：システム設計、構造設計等 ・構造図、系統図等	3-1：設計要求等との照合 ・緊急遮断弁の設計要求との照合等 3-2：評価判断基準等との照合 ・強度評価結果と許容限界との比較 ・耐震評価結果と許容限界の比較等
B.既設	B-1：設計条件が変更になったもの	—		2-2：解析、評価等 ・水圧に対する強度評価 ・耐震評価 等	—
	B-2：設計条件が追加になったもの	溢水防護対象設備：○基（評価対象：○基） 溢水源として設定しない機器・配管：一式 （「溢水05：溢水源とする機器のリスト」に示す。） B-2のうち、工事を実施する設備：○基		2-1：システム設計、構造設計等(改造有の場合) ・構造図、系統図等 2-2：解析、評価等 ・溢水源から除外する機器等の耐震評価 ・溢水影響評価 等	3-1：設計要求等との照合 3-2：評価判断基準等との照合 ・耐震評価結果と許容限界の比較 ・評価結果と評価判断基準との比較等
	B-3：新たに申請対象になったもの	—		—	—
	B-4：設計条件に変更がないもの	A、B-2以外の安全機能を有する施設：○基	—	変更がないこと の理由を説明	—

【説明内容】

- 申請対象設備を重要度毎に明確化
- 設計条件及び評価判断基準の明確化
- 「2. 具体的な設備等の設計」のうち、「2-1 システム設計、構造設計等（構造図、系統図等）」を説明
- 同じ設計になるものについては、同じ纏まりを説明したうえで合理的に説明

※：数値については精査中。

「第十三条 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」の説明方針

【説明事項】

- 化学薬品防護設備の設計（薬品防護板の設計）
- 化学薬品防護対象設備の設計（被液、腐食性ガス影響等を踏まえた防護設計）
- 化学薬品の漏えい影響評価（漏えい源・漏えい量の設定、防護対象設備に対する影響評価）

青字：当面説明する事項

分類		申請対象設備※	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		化学薬品防護設備：○基 化学薬品防護対象設備：○基	化学薬品防護設備（薬品防護板）、化学薬品防護対象設備の設計、影響評価の設計条件及び評価判断基準	2-1：構造設計等 ・構造図等	3-1：設計要求等との照合 ・薬品防護板の設計要求との照合等 3-2：評価判断基準等との照合 ・構成部材の材質確認 ・耐震評価結果と許容限界の比較等
B.既設	B-1：設計条件が変更になったもの	—		—	—
	B-2：設計条件が追加になったもの	化学薬品防護対象設備：○基 （評価対象：○基） 漏えい源として設定しない機器・配管：一式 （「薬品04：化学薬品の漏えい源となる機器のリスト」に示す。） B-2のうち、工事を実施する設備：○基		2-1：システム設計、構造設計等(改造有の場合) ・構造図、系統図等 2-2：解析、評価等 ・漏えい源から除外する機器等の耐震評価 ・漏えい影響評価 等	3-1：設計要求等との照合 3-2：評価判断基準等との照合 ・耐震評価結果と許容限界の比較 ・評価結果と評価判断基準との比較等
	B-3：新たに申請対象になったもの	—		—	—
	B-4：設計条件に変更がないもの	A、B-2以外の安全機能を有する施設：○基	—	変更がないことの理由を説明	—

※：数値については精査中。

【説明内容】

- 申請対象設備を重要度毎に明確化
- 設計条件及び評価判断基準の明確化
- 「2. 具体的な設備等の設計」のうち、「2-1システム設計、構造設計等（構造図、系統図等）」を説明
- 同じ設計になるものについては、同じ纏まりを説明したうえで合理的に説明

「第十四条 安全避難通路等」の説明方針

【説明事項】

- 安全避難通路の設定
- 照明設備の設計

分類		申請対象設備※	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		安全避難通路（緊急時対策所、保管庫・貯水所）：○建屋 照明設備（新設建屋の避難用照明）：○式	・安全避難通路等に対する要求事項等	2-1：システム設計、構造設計等	3-1：設計要求等との照合
B.既設	B-1：設計条件が変更になったもの	—	—	—	—
	B-2：設計条件が追加になったもの	照明設備（作業用照明）：○式	・安全避難通路等に対する要求事項等	2-1：システム設計、構造設計等	3-1：設計要求等との照合
	B-3：新たに申請対象になったもの	安全避難通路（既設建屋）：○建屋 照明設備（既設建屋の避難用照明）：○式	・安全避難通路等に対する要求事項等	2-1：システム設計、構造設計等	3-1：設計要求等との照合
	B-4：設計条件に変更がないもの	—	—	—	—

【説明ポイント】

- 要求事項は共通なため纏めて合理的に説明する。
- 配置図等に要求事項との関係を示すことで設計要求等との照合を合理的に説明する。

「第十五条 安全上重要な施設」、 「第十六条 安全機能を有する施設」の説明方針

【説明事項】

- 安全機能を有する施設の設計（環境条件（温度・湿度・圧力・線量）、試験・検査、保守、共用）
- 内部発生飛散物の防護設計

分類		申請対象設備※	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		他の原子力施設と共用する設備：○基	—	—	—
B.既設	B-1:設計条件が変更になったもの	安全上重要な施設の変更（安全区分変更）：○基	—	—	—
	B-2:設計条件が追加になったもの	内部発生飛散物防護対象設備：○基 他の原子力施設と共用する設備：○基	・内部発生飛散物として考慮する設備 等	2-1:システム設計、構造設計等(改造有の場合) ・構造図、系統図等 2-2:解析、評価等 ・内部発生飛散物による影響評価 等	3-1:設計要求等との照合 3-2:評価判断基準等との照合 ・評価結果と評価判断基準との比較 等
	B-3:新たに申請対象になったもの	—	—	—	—
	B-4:設計条件に変更がないもの	A, B-1, B-2以外の安全機能を有する施設：○基	変更がないこと 理由を説明	変更がないこと 理由を説明	—

【説明ポイント】

- 要求事項は共通なため纏めて合理的に説明する。
- 配置図等に要求事項との関係を示すことで設計要求等との照合を合理的に説明する。
- 温度・湿度・圧力・線量以外の環境条件に関する設計は、第六条（地震）、第八条（外部衝撃）、第十一条（火災）、第十二条（溢水）、第十三条（化学薬品漏えい）にて説明する。

「第十七条 材料及び構造」の説明方針

【説明事項】

- 材料選定：環境条件を踏まえた材料選定
- 強度評価：環境条件に耐えること、機能が発揮できることを確認

分類		申請対象設備※	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		安全機能を有する施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なもの：○基	安全機能を有する施設、重大事故等対処設備の環境条件に応じた設計方針 等	2-1：システム設計、構造設計等 ・構造図、系統図等 2-2：解析、評価等 ・環境条件の設定、強度評価等	3-1：設計要求等との照合 3-2：評価判断基準等との照合 ・強度評価結果と許容限界の比較等
B.既設	B-1設計条件が変更になったもの	—	—	—	—
	B-2:設計条件が追加になったもの	—	—	—	—
	B-3:新たに申請対象になったもの	—	—	—	—
	B-4:設計条件に変更がないもの	安全機能を有する施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なもの：○基	変更がないことこの理由を説明	変更がないことこの理由を説明	—

※：数値については精査中。

【説明ポイント】

- 解析、評価等については、同じ評価方法になるものについては、同じ評価方法の纏まりを説明したうえで合理的に説明する。

「第二十一条 放射線管理施設」の説明方針

【説明事項】

● 監視測定設備の設計

分類	申請対象設備※	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合	
A.新規に設置するもの	—	—	—	—	
B.既設	B-1:設計条件が変更になったもの	—	—	—	
	B-2:設計条件が追加になったもの	モニタリングポスト：○基 ダストモニタ：○基	・モニタリングポストに対する要求事項（モニタリングポストの電源系統、モニタリングポストの伝送系の多様化）	2-1：システム設計、構造設計等 ・構造図、系統図等	3-1：設計要求等との照合
	B-3:新たに申請対象になったもの	—	—	—	
	B-4:設計条件に変更がないもの	B-2以外の放射線管理施設：○基	変更がないこと 理由を説明	変更がないこと 理由を説明	—

【説明ポイント】

※：数値については精査中。

- モニタリングポストについては、事業指定基準規則において新たに電源及び伝送に係る要求が規定されたことから、設備構成について放射線管理施設の説明書を用いて説明する。

「第二十三条 制御室等」の説明方針

【説明事項】

● 制御室等の設計（機能設計、居住性評価）

分類	申請対象設備※	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合	
A.新規に設置するもの	監視カメラ ：○基	外部状況を監視するための監視カメラに対する要求事項	2-1：システム設計、構造設計等 ・構造図、系統図等	3-1：設計要求等との照合	
B.既設	B-1：設計条件が変更になったもの	—	—	—	
	B-2：設計条件が追加になったもの	居住性確保に必要な設備（制御室換気設備、通信連絡設備） ：○基	制御室等の機能に対する要求事項、線量評価の方法等	2-1：システム設計、構造設計等 ・構造図、系統図等 2-2：解析、評価等 ・被ばく評価 ・有毒ガス影響評価 ・酸素濃度及び二酸化炭素濃度影響評価等	3-1：設計要求等との照合 3-2：評価判断基準等との照合 ・被ばく評価、有毒ガス影響評価、酸素濃度評価及び二酸化炭素濃度影響評価と評価判断基準との照合等
	B-3：新たに申請対象になったもの	—	—	—	
	B-4：設計条件に変更がないもの	A、B-2以外の設備 ：○基	変更がないこと理由を説明	変更がないこと理由を説明	—

【説明ポイント】

※：数値については精査中。

- 制御室の機能設計については、複数設備に対して同じ設計方法であることを説明したうえで合理的に説明する。
- 制御室の居住性に係る機能設計・評価については、「第三十条/第五十条 緊急時対策所」と合わせて、同じ設計、評価方法となる纏まりを説明したうえで合理的に説明する。

「第二十五条 保管廃棄施設」の説明方針

【説明事項】



分類		申請対象設備※	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		—	—	—	—
B.既設	B-1:設計条件が変更になったもの	第2低レベル廃棄物貯蔵系（第1貯蔵系）：○基	保管廃棄に係る要求事項	2-1：システム設計、構造設計等 ・構造図等（保管廃棄容量）	3-1：設計要求等との照合
	B-2:設計条件が追加になったもの	—	—	—	—
	B-3:新たに申請対象になったもの	—	—	—	—
	B-4:設計条件に変更がないもの	B-1以外の保管廃棄施設	変更がないこと 理由を説明	変更がないこと 理由を説明	—

※：数値については精査中。

【説明ポイント】

- 第2低レベル廃棄物貯蔵系の第1貯蔵系の最大保管廃棄能力の変更については、適切な容量であることを合理的に説明する。

「第二十七条 遮蔽」の説明方針

【説明事項】



分類	申請対象設備※	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合	
A.新規に設置するもの	—	—	—	—	
B.既設	B-1:設計条件が変更になったもの	第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の遮蔽設備（最大保管能力の変更）：○基 各建屋及び洞道の遮蔽設備（敷地及び周辺監視区域の変更）：○基	遮蔽に係る要求事項	2-1：システム設計、構造設計等 ・構造図等 2-2：解析、評価等 ・遮蔽評価	3-1：設計要求等との照合 3-2：評価判断基準等との照合
	B-2:設計条件が追加になったもの	—	—	—	
	B-3:新たに申請対象になったもの	—	—	—	—
	B-4:設計条件に変更がないもの	機器（グローブボックス、搬送台車等）に付属する遮蔽設備：○基	変更がないこと 理由を説明	変更がないこと 理由を説明	※：数値については精査中。 —

【説明ポイント】

- 第2低レベル廃棄物貯蔵系の最大保管廃棄能力の変更については、変更を考慮しても遮蔽に係る要求事項を満足することを説明する。
- 敷地及び周辺監視区域変の変更については、廃棄物管理施設も同様であるため、併せて合理的に説明。

「第二十九条 保安電源設備」の説明方針

【説明事項】

- 保安電源設備の設計（一相開放故障、高エネルギーアーク損傷（以下、「HEAF」という。）対策）

分類	申請対象設備※	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの	—	—	—	—
B.既設	B-1:設計条件が変更になったもの	—	—	—
	B-2:設計条件が追加になったもの	電気設備（一相開放故障時の対応、HEAF対策対象設備、燃料貯蔵設備、所内高圧系）： ○基 B-2のうち、工事を実施する設備： ○基	一相開放故障時の対応、HEAF対策対象設備の選定、アークエネルギーの閾値、対策方法等、十分な容量（燃料貯蔵量）の説明 2-1：システム設計、構造設計等(改造有の場合) ・系統図、構造図、展開接続図等 2-2：解析、評価等 ・対象設備の試験体との同等性、対策によりHEAFが発生しないことの評価等 ・非常用ディーゼル発電機が7日間の連続運転に必要な燃料貯蔵量の評価等	3-1：設計要求等との照合 3-2：評価判断基準等との照合 ・評価結果と評価判断基準の比較等
	B-3:新たに申請対象になったもの	—	—	—
	B-4:設計条件に変更がないもの	B-2以外の電気設備： ○基	変更がないこと理由を説明	変更がないこと理由を説明

【説明ポイント】

※：数値については精査中。

- 一相開放故障時の対応については、許可との整合を図面等で確認することで、検知の方法、異常の拡大防止等について合理的に説明する。また、HEAF対策に係る解析、評価等については、試験体との同等性、対策措置時の設備への影響評価等について合理的に説明する。なお、燃料貯蔵設備については、非常用ディーゼル発電機が7日間の連続運転に必要な燃料貯蔵量の評価等を合理的に説明する。これらの説明は、他条文・他設備との関連がないため、適切なタイミングで実施する。
- 電源設備の設計については、複数設備に対して同じ設計方法であることを説明したうえで合理的に説明する。
- 電源設備の評価等については、同じ評価方法になるものについては、同じ評価方法の纏まりを説明したうえで合理的に説明する。

「第三十条 緊急時対策所」の説明方針

【説明事項】

● 緊急時対策所の設計（機能設計、居住性評価）

分類		申請対象設備※	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		居住性確保に必要な設備 常設：○基 可搬：○基 (第五十条 緊急時対策所の設備と兼用)	緊急時対策所機能に対する要求事項	2-1：システム設計、構造設計等 ・構造図、系統図等 2-2：解析、評価等 ・有毒ガス影響評価 ・酸素濃度及び二酸化炭素濃度影響評価等	3-1：設計要求等との照合 3-2：評価判断基準等との照合 ・被ばく評価、有毒ガス影響評価、酸素濃度評価及び二酸化炭素濃度影響評価と評価判断基準との照合等
B.既設	B-1：設計条件が変更になったもの	—	—	—	—
	B-2：設計条件が追加になったもの	—	—	—	—
	B-3：新たに申請対象になったもの	—	—	—	—
	B-4：設計条件に変更がないもの	—	—	—	—

【説明ポイント】

※：数値については精査中。

- 新設の緊急時対策所については、要求事項との関係を踏まえて系統設計等全体を説明する。
- 緊急時対策所の居住性に係る機能設計・評価については、「第二十三条 制御室等」と合わせて、同じ設計、評価方法となる纏まりを説明したうえで合理的に説明する。

「第三十一条 通信連絡設備」の説明方針

【説明事項】

● 通信連絡設備の設計（所内通信連絡設備、所外通信連絡設備等）

分類		申請対象設備※	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		通信連絡設備（緊急時対策建屋）：○基	通信連絡設備に対する要求事項等	2-1：システム設計、構造設計等 ・構造図、系統図等	3-1：設計要求等との照合
B.既設	B-1設計条件が変更になったもの	—	—	—	—
	B-2:設計条件が追加になったもの	通信連絡設備（緊急時対策建屋以外）：○基 B-2のうち、工事を実施する設備：○基	通信連絡設備に対する要求事項等	2-1：システム設計、構造設計等 ・構造図、系統図等	3-1：設計要求等との照合
	B-3:新たに申請対象になったもの	—	—	—	—
	B-4:設計条件に変更がないもの	—	—	—	—

※：数値については精査中。

【説明ポイント】

- 通信連絡設備の設計（計測結果の表示・記録・保存等）について、「第四十七条 計装設備」及び「第四十九条 監視測定設備」とあわせて合理的に説明する。

「第三十二条 重大事故等対処施設の地盤」、「第三十三条 地震による損傷の防止」、「第三十六条 重大事故等対処設備のうち地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」の説明方針

【説明事項】

- 常設耐震重要SA設備の耐震設計（Sクラスの機能を代替（新設、既設にSA設備の条件を追加））
- 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計（1.2Ss（常設設備・可搬型設備））
- 常設耐震重要SA設備以外の常設SA設備の耐震設計（B,Cクラスの機能を代替）

青字：当面する事項

分類		申請対象設備※	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		常設耐震重要 ：○基 常設耐震重要以外 ：○基 可搬型設備 ：○基 地震を要因とする重大事故等に対する施設 ：○基	常設耐震重要SA設備の耐震設計（Ss）、地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計（1.2Ss）等の設計条件及び評価判断基準	2-1：システム設計、構造設計等 ・構造図、系統図等 2-2：解析、評価等 ・入力地震動、FRS、解析モデル、耐震評価等（S,B,C,1.2Ss） ・地震を要因とする重大事故等に対する施設の評価判断基準の設定（1.2Ss）等	3-1：設計要求等との照合 3-2：評価判断基準等との照合 ・評価結果等と許容限界の比較等
B.既設	B-1：設計条件が変更になったもの	—		—	—
	B-2：設計条件が追加になったもの	常設耐震重要 ：○基 常設耐震重要以外 ：○基 地震を要因とする重大事故等に対する施設 ：○基 B-2のうち、工事を実施する設備 ：○基		2-1：システム設計、構造設計等(改造有の場合) 2-2：解析、評価等 ・入力地震動、FRS、解析モデル、耐震評価等（S,1.2Ss） ・地震を要因とする重大事故等に対する施設の評価判断基準の設定（1.2Ss）等	3-1：設計要求等との照合 3-2：評価判断基準等との照合 ・評価結果等と許容限界の比較等
	B-3：新たに申請対象になったもの	—		—	—
	B-4：設計条件に変更がないもの	—	—	—	

※：数値については精査中。

【主な説明内容】

- 申請対象設備を重要度毎に明確化
- 設計条件及び評価判断基準の明確化（特に、基準地震動に基づく入力地震動の策定）
- 同じ評価方法になるものについては、同じ評価方法の纏まりを説明したうえで合理的に説明
- 入力地震動の策定は第五条、第六条と共通するため併せて合理的に説明

「第三十六条 重大事故等対処設備」、「第三十八条 臨界事故の拡大を防止するための設備」～「第五十一条 通信連絡を行うために必要な設備」の説明方針

【説明事項】

●SA設備の設計（多様性、位置的分散、環境条件等）

青字：当面説明する事項

分類		申請対象設備※	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		常設：○基 可搬：○基	SA設備（設計基準対象施設と兼用となるSA設備含む）の設計の設計条件及び評価判断基準	2-1：システム設計、構造設計等 ・構造図、系統図等	3-1：設計要求等との照合
				2-2：解析、評価等 ・重大事故等における環境条件等の設定 ・重大事故等対処設備の機能評価 等	3-2：評価判断基準等との照合 ・評価結果等と許容限界の比較等
B.既設	B-1：設計条件が変更になったもの	—		2-1：システム設計、構造設計等 ・構造図、系統図等	3-1：設計要求等との照合
	B-2：設計条件が追加になったもの	常設：○基 可搬：○基		2-1：システム設計、構造設計等(改造有の場合) ・構造図、系統図等（SA設備設置に伴い改造が発生した設計基準対象設備等）	3-1：設計要求等との照合
	B-3：新たに申請対象になったもの	—		2-2：解析、評価等 ・重大事故等における環境条件等の設定 ・重大事故等対処設備の機能評価 等	3-2：評価判断基準等との照合 ・評価結果等と許容限界の比較等
	B-4：設計条件に変更がないもの	—	2-1：システム設計、構造設計等 ・構造図、系統図等	3-1：設計要求等との照合	
			変更がないこと 理由を説明	—	

※：数値については精査中。

【説明内容】

- 申請対象設備を重要度毎に明確化
- 設計条件及び評価判断基準の明確化
- 「2. 具体的な設備等の設計」のうち、「2-1 システム設計、構造設計等（構造図、系統図等）」を説明
- 同じ設計になるものについては、同じ纏まりを説明したうえで合理的に説明

「第三十七条 材料及び構造」の説明方針

【説明事項】

- 材料選定：環境条件を踏まえた材料選定
- 強度評価：環境条件に耐えること、機能が発揮できることを確認

分類		申請対象設備※	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		重大事故等対処設備に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なもの：○基	重大事故等対処設備の環境条件に応じた設計方針 等	2-1：システム設計、構造設計等 ・構造図、系統図等 2-2：解析、評価等 ・環境条件の設定、強度評価等	3-1：設計要求等との照合 3-2：評価判断基準等との照合 ・強度評価結果と許容限界の比較等
B.既設	B-1設計条件が変更になったもの	—	—	—	—
	B-2:設計条件が追加になったもの	重大事故等対処設備に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なもの：○基	重大事故等対処設備の環境条件に応じた設計方針 等	2-1：システム設計、構造設計等(改造有の場合) ・構造図、系統図等 2-2：解析、評価等 ・環境条件の設定、強度評価等	3-1：設計要求等との照合 3-2：評価判断基準等との照合 ・強度評価結果と許容限界の比較等
	B-3:新たに申請対象になったもの	—	—	—	—
	B-4:設計条件に変更がないもの	—	—	—	—

※：数値については精査中。

【説明ポイント】

- 解析、評価等については、同じ評価方法になるものについては、同じ評価方法の纏まりを説明したうえで合理的に説明する。

「第三十八条 臨界事故に対処するための設備」の説明方針

【説明事項】

- 臨界事故に対処するための設備の設計（可溶性中性子吸収材の供給、核燃料物質の移送停止、廃ガス貯留設備）

分類		申請対象設備*	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		臨界事故に対処するための設備 常設：○基 可搬：○基	可溶性中性子吸収材の供給、廃ガス貯留に対する系統に関する要求事項 等	2-1：システム設計、構造設計等 ・構造図、系統図等 2-2：解析、評価等 ・廃ガス貯留槽容量評価 等	3-1：設計要求等との照合 3-2：評価判断基準等との照合 ・廃ガス貯留槽容量評価結果と許容限界の比較等
B.既設	B-1：設計条件が変更になったもの	—	—	—	—
	B-2：設計条件が追加になったもの	臨界事故に対処するための設計基準対象施設と兼用となるSA設備： ○基 B-2のうち、工事を実施する設備： ○基	可溶性中性子吸収材の供給、廃ガス貯留に対する系統に関する要求事項 等	2-1：システム設計、構造設計等（改造有の場合） ・構造図、系統図等 2-2：解析、評価等 ・廃ガス貯留槽容量評価 等	3-1：設計要求等との照合 3-2：評価判断基準等との照合 ・廃ガス貯留槽容量評価結果と許容限界の比較等
	B-3：新たに申請対象になったもの	—	—	—	—
	B-4：設計条件に変更がないもの	—	—	—	—

【説明ポイント】

- 臨界事故に対処するための設備の設計については、複数設備に対して同じ設計方法であることを説明したうえで合理的に説明する。
- 廃ガス貯留槽容量評価等については、「第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備」とあわせて、同じ設計、評価方法となる纏まりを説明したうえで合理的に説明する。

「第三十九条 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備」の説明方針

【説明事項】

- 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の設計（代替安全冷却水系及び代替換気設備）

分類		申請対象設備※	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 常設：○基 可搬：○基	・代替安全冷却水系、代替換気設備に対する要求事項等	2-1：システム設計、構造設計等 ・構造図、系統図等 2-2：解析、評価等 ・除熱評価等（内部ループ通水、コイル通水、凝縮器通水）	3-1：設計要求等との照合 3-2：評価判断基準等との照合 ・除熱評価結果と評価基準の比較等
B.既設	B-1：設計条件が変更になったもの	—	—	—	—
	B-2：設計条件が追加になったもの	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設計基準対象施設と兼用となるSA設備：○基 B-2のうち、工事を実施する設備：○基	・代替安全冷却水系、代替換気設備に対する要求事項等	2-1：システム設計、構造設計等（改造有の場合） ・構造図、系統図等 2-2：解析、評価等 ・除熱評価等（内部ループ通水、コイル通水、凝縮器通水）	3-1：設計要求等との照合 3-2：評価判断基準等との照合 ・除熱評価結果と評価基準の比較等
	B-3：新たに申請対象になったもの	—	—	—	—
	B-4：設計条件に変更がないもの	—	—	—	—

【説明ポイント】

- 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の設計については、複数設備に対して同じ設計方法であることを説明したうえで合理的に説明する。
- 代替換気設備については、「第四十条 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備」とあわせて、同じ設計、評価方法となる纏まりを説明したうえで合理的に説明する。
- 除熱評価等については、同じ評価方法になるものについては、同じ評価方法の纏まりを説明したうえで合理的に説明する。

「第四十条 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備」の説明方針

【説明事項】

- 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備の設計（代替安全圧縮空気系、代替換気設備）

分類		申請対象設備※	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 常設：○基 可搬：○基	<ul style="list-style-type: none"> 代替安全圧縮空気系に対する要求事項等 代替換気設備に対する要求事項等 	2-1：システム設計、構造設計等 <ul style="list-style-type: none"> 構造図、系統図等 2-2：解析・評価等 <ul style="list-style-type: none"> 供給空気量評価 空気貯槽の容量評価 等 	3-1：設計要求等との照合 <ul style="list-style-type: none"> 代替圧縮空気系の設計要求との照合 代替換気設備の設計要求との照合 3-2：評価判断基準等との照合 <ul style="list-style-type: none"> 供給空気量評価、空気貯槽の容量評価結果と評価基準の比較等
B.既設	B-1:設計条件が変更になったもの	—	—	—	—
	B-2:設計条件が追加になったもの	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設計基準対象施設と兼用となるSA設備：○基 B-2のうち、工事を実施する設備：○基	<ul style="list-style-type: none"> 代替安全圧縮空気系に対する要求事項等 代替換気設備に対する要求事項等 	2-1：システム設計、構造設計等（改造有の場合） <ul style="list-style-type: none"> 構造図、系統図等 2-2：解析・評価等 <ul style="list-style-type: none"> 供給空気量評価 空気貯槽の容量評価 等 	3-1：設計要求等との照合 <ul style="list-style-type: none"> 代替圧縮空気系の設計要求との照合 代替換気設備の設計要求との照合 3-2：評価判断基準等との照合 <ul style="list-style-type: none"> 供給空気量評価、空気貯槽の容量評価結果と評価基準の比較等
	B-3:新たに申請対象になったもの	—	—	—	—
	B-4:設計条件に変更がないもの	—	—	—	—

【説明ポイント】

- 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備の設計については、複数設備に対して同じ設計方法であることを説明したうえで合理的に説明する。
- 代替換気設備については、第三十九条「冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備」とあわせて、同じ設計、評価方法となる纏まりを説明したうえで合理的に説明する。
- 供給空気量評価等については、同じ評価方法になるものについては、同じ評価方法の纏まりを説明したうえで合理的に説明する。

「第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備」の説明方針

【説明事項】

- 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備の設計（重大事故時供給停止回路に関するプルトニウム濃縮缶への供給液の供給停止、廃ガス貯留設備）

分類	申請対象設備※	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 常設：○基 可搬：○基	・供給液の供給停止に関する要求事項 ・廃ガス貯留に対する系統、圧力に関する要求事項等	2-1：システム設計、構造設計等 ・構造図、系統図等 2-2：解析、評価等 ・廃ガス貯留槽容量評価等	3-1：設計要求等との照合 3-2：評価判断基準等との照合 ・廃ガス貯留槽容量評価結果と許容限界の比較等
B.既設	B-1：設計条件が変更になったもの	—	—	—
	B-2：設計条件が追加になったもの	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設計基準対象施設と兼用となるSA設備：○基 B-2のうち、工事を実施する設備：○基	・廃ガス貯留に対する系統、圧力に関する要求事項等 2-1：システム設計、構造設計等（改造有の場合） ・構造図、系統図等 2-2：解析、評価等 ・廃ガス貯留槽容量評価等	3-1：設計要求等との照合等 3-2：評価判断基準等との照合 ・廃ガス貯留槽容量評価結果と許容限界の比較等
	B-3：新たに申請対象になったもの	—	—	—
	B-4：設計条件に変更がないもの	—	—	—

【説明ポイント】

- 廃ガス貯留槽容量評価等については、「第三十八条 臨界事故に対処するための設備」とあわせて、同じ設計、評価方法となる纏まりを説明したうえで合理的に説明する。

「第四十二条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」の説明方針

【説明事項】

- 燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失に対処するための設備の設計（代替注水設備、スプレイ設備、漏えい抑制設備、臨界防止設備及び監視設備）

分類		申請対象設備※	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失に対処するための設備 常設：○基 可搬：○基	・代替注水設備に対する要求事項 ・スプレイ設備に対する要求事項 ・漏えい抑制設備に対する要求事項 等	2-1：システム設計、構造設計等 ・構造図、系統図 2-2：解析、評価等 ・冷却能力評価 等	3-1：設計要求等との照合 ・代替注水設備等の設計要求との照合 3-2：評価判断基準等との照合 ・冷却能力評価結果と評価基準の比較等
B.既設	B-1：設計条件が変更になったもの	—	—	—	—
	B-2：設計条件が追加になったもの	燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失に対処するための設計基準対象施設と兼用となるSA設備 常設：○基 可搬：○基 B-2のうち、工事を実施する設備：○基	・代替注水設備に対する要求事項 ・漏えい抑制設備に対する要求事項 ・臨界防止設備に対する要求事項 等	2-1：システム設計、構造設計等（改造有の場合） ・構造図 2-2：解析、評価等 ・冷却能力評価、水深の遮蔽能力評価 ・未臨界評価 等	3-1：設計要求等との照合 3-2：評価判断基準等との照合 ・冷却能力評価結果、水深の遮蔽能力評価、未臨界評価結果と評価基準の比較等
	B-3：新たに申請対象になったもの	—	—	—	—
	B-4：設計条件に変更がないもの	—	—	—	—

【説明ポイント】

- スプレイの系統は、「第四十四条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備」を使用するため、あわせて説明する。
- 監視設備は、「第四十七条 計装設備」を使用するため、あわせて説明する。
- 未臨界評価の評価等については、同じ評価方法の纏まりを説明したうえで合理的に説明する。

「第四十四条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備」の説明方針

【説明事項】

- 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備の設計（放水設備、注水設備、抑制設備）

分類		申請対象設備※	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 常設：○基 可搬：○基	・大気中への放射性物質の放出抑制に対する要求事項等	2-1：システム設計、構造設計等 ・系統図、構造図 等 2-2：解析・評価等 ・大型移送ポンプ車の容量、吐出圧力評価 ・耐震評価（加振試験） 等	3-1：設計要求等との照合 3-2：評価判断基準等との照合 ・容量、吐出圧力評価結果と評価基準の比較等 ・加振試験結果と評価基準の比較等
B.既設	B-1：設計条件が変更になったもの	—	—	—	—
	B-2：設計条件が追加になったもの	—	—	—	—
	B-3：新たに申請対象になったもの	—	—	—	—
	B-4：設計条件に変更がないもの	—	—	—	—

【説明ポイント】

- 放出抑制設備の設計については、要求事項との関係を踏まえて系統設計等全体を説明する。
- 燃料貯蔵プールへのスプレイは、注水設備を使用するため、「第四十二条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」とあわせて説明する。

「第四十五条 重大事故等への対処に必要な水の供給設備」の説明方針

【説明事項】

- 水供給設備の設計（常設：第1貯水槽、第2貯水槽、可搬型：大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース、可搬型貯水槽水位計、可搬型第1貯水槽給水流量計）

分類		申請対象設備※	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		重大事故等への対処に必要な水の供給設備 常設：○基 可搬：○基	水供給設備に対する施設の要求事項等	2-1：システム設計、構造設計等 ・系統図、構造図 等 2-2：解析・評価等 ・大型移送ポンプ車の容量、吐出圧力評価 ・耐震評価（加振試験） 等	3-1：設計要求等との照合 3-2：評価判断基準等との照合 ・容量、吐出圧力評価結果と評価基準の比較等 ・加振試験結果と評価基準の比較等
B.既設	B-1：設計条件が変更になったもの	—	—	—	—
	B-2：設計条件が追加になったもの	—	—	—	—
	B-3：新たに申請対象になったもの	—	—	—	—
	B-4：設計条件に変更がないもの	—	—	—	—

【説明ポイント】

- 水供給設備の設計として、複数の重大事故等に対処するための要求事項との関係を踏まえて系統設計等全体を説明する。

「第四十六条 電源設備」の説明方針

【説明事項】

- 電源設備の設計（SA設備への電力供給：代替電源設備、代替所内電気設備、補機駆動用燃料補給設備）

分類		申請対象設備※	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		重大事故等に対処するための設備への電源供給に用いる設備 常設：○基 可搬：○基	電源設備に対する要求事項等	2-1：システム設計、構造設計等 ・系統図、構造図 等 2-2：解析、評価等 ・電源容量評価 ・軽油貯槽容量評価 等	3-1：設計要求等との照合 3-2：評価判断基準等との照合 ・評価結果と評価判断基準の比較等
B.既設	B-1：設計条件が変更になったもの	—	—	—	—
	B-2：設計条件が追加になったもの	重大事故等に対処するための設計基準対象施設と兼用となるSA設備 常設：○基 B-2のうち、工事を実施する設備：○基	電源設備に対する要求事項等	2-1：システム設計、構造設計等 ・系統図、構造図 等 2-2：解析、評価等 ・電源容量評価 ・軽油貯槽容量評価 等	3-1：設計要求等との照合 3-2：評価判断基準等との照合 ・評価結果と評価判断基準の比較等
	B-3：新たに申請対象になったもの	—	—	—	—
	B-4：設計条件に変更がないもの	—	—	—	—

※：数値については精査中。

【説明ポイント】

- 電源設備の設計については、複数設備に対して同じ設計方法であることを説明したうえで合理的に説明する。
- 電源設備の評価等については、同じ評価方法になるものについては、同じ評価方法の纏まりを説明したうえで合理的に説明する。

「第四十七条 計装設備」の説明方針

【説明事項】

- 計装設備の設計（環境条件を踏まえた重大事故時における計測に必要な機能と設計の妥当性）

分類		申請対象設備※	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		重大事故等のパラメータ監視、情報把握する設備 常設：○基 可搬：○基	・計装設備に対する要求事項等（可搬型SA設備、常設SA設備（臨界検知用放射線検出器等））	2-1：システム設計、構造設計等 ・系統図、構造図等	3-1：設計要求等との照合 ・計測範囲のプロセス量との照合
B.既設	B-1:設計条件が変更になったもの	—	—	—	—
	B-2:設計条件が追加になったもの	重大事故等のパラメータ監視する設計基準対象施設と兼用となるSA設備 常設：○基 可搬：○基 B-2のうち、工事を実施する設備：○基	・計装設備に対する要求事項等（常設SA設備（プルトニウム濃縮缶圧力計、廃ガス洗浄塔入口圧力計等））	2-1：システム設計、構造設計等(改造有の場合) ・系統図、構造図等	3-1：設計要求等との照合 ・計測範囲のプロセス量との照合
	B-3:新たに申請対象になったもの	—	—	—	—
	B-4:設計条件に変更がないもの	—	—	—	—

【説明ポイント】

- 計装設備の設計（計測範囲確認の考え方、計測結果の表示・記録・保存等）について、「第四十九条 監視測定設備」及び「第五十一条 通信連絡を行うために必要な設備」とあわせて合理的に説明する。
- 燃料貯蔵プールの監視は、計装設備を使用するため、「第四十二条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」とあわせて説明する。

「第四十八条 制御室」の説明方針

【説明事項】

● 制御室等の設計（機能設計、居住性評価）

分類		申請対象設備※	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		重大事故時の制御室等の居住性確保に必要な設備 常設：○基 可搬：○基	制御室等の機能に対する要求事項、線量評価の方法等	2-1：システム設計、構造設計等 ・構造図、系統図等 2-2：解析、評価等 ・被ばく評価 ・有毒ガス影響評価 ・酸素濃度及び二酸化炭素濃度影響評価等	3-1：設計要求等との照合 3-2：評価判断基準等との照合 ・被ばく評価、有毒ガス影響評価、酸素濃度評価及び二酸化炭素濃度影響評価と評価判断基準との照合等
B.既設	B-1：設計条件が変更になったもの	—	—	—	—
	B-2：設計条件が追加になったもの	重大事故時の制御室等居住性確保に必要な設計基準対象施設と兼用となるSA設備 ○基 B-2のうち、工事を実施する設備：○基	制御室等の機能に対する要求事項、線量評価の方法等	2-1：システム設計、構造設計等 ・構造図、系統図等 2-2：解析、評価等 ・被ばく評価 ・有毒ガス影響評価 ・酸素濃度及び二酸化炭素濃度影響評価等	3-1：設計要求等との照合 3-2：評価判断基準等との照合 ・被ばく評価、有毒ガス影響評価、酸素濃度評価及び二酸化炭素濃度影響評価と評価判断基準との照合等
	B-3：新たに申請対象になったもの	—	—	—	—
	B-4：設計条件に変更がないもの	—	—	—	—

【説明ポイント】

※：数値については精査中。

- 制御室の機能設計については、複数設備に対して同じ設計方法であることを説明したうえで合理的に説明する。
- 制御室の居住性に係る機能設計・評価については、「第三十条/第五十条 緊急時対策所」と合わせて、同じ設計、評価方法となる纏まりを説明したうえで合理的に説明する。

「第四十九条 監視測定設備」の説明方針

【説明事項】

- 監視測定設備の設計（環境条件を踏まえた重大事故時における計測に必要な機能と設計の妥当性）

分類		申請対象設備※	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		重大事故時の監視測定する設備 可搬：○基	重大事故時における放射性物質の濃度等の監視、測定に対する要求事項	2-1：システム設計、構造設計等 ・計測範囲、構造図、系統図等	3-1：設計要求等との照合 ・計測範囲のプロセス量との照合
B.既設	B-1:設計条件が変更になったもの	—	—	—	—
	B-2:設計条件が追加になったもの	重大事故時の監視測定する設計基準対象施設と兼用となるSA設備 常設：○基 可搬：○基 B-2のうち、工事を実施する設備：○基	・重大事故時における放射性物質の濃度等の監視、測定に対する要求事項	2-1：システム設計、構造設計等 ・構造図、系統図等	3-1：設計要求等との照合
	B-3:新たに申請対象になったもの	—	—	—	—
	B-4:設計条件に変更がないもの	—	—	—	—

※：数値については精査中。

【説明ポイント】

- 監視測定設備の設計（計測範囲確認の考え方、計測結果の表示・記録・保存等）について、「第四十七条 計装設備」及び「第五十一条 通信連絡を行うために必要な設備」とあわせて合理的に説明する。
- 設計基準対象施設と兼用する監視測定設備に対して、重大事故等対処施設としての要求事項が追加されたため、設備の設計条件等を踏まえ、適合性を説明する。

「第五十条 緊急時対策所」の説明方針

【説明事項】

● 緊急時対策所の設計（機能設計、居住性評価）

分類		申請対象設備※	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		重大事故時の緊急時対策所の居住性確保に必要な設備 常設：○基 可搬：○基	緊急時対策所機能に対する要求事項、線量評価の方法等	2-1：システム設計、構造設計等 ・構造図、系統図等 2-2：解析、評価等 ・被ばく評価 ・有毒ガス影響評価 ・酸素濃度及び二酸化炭素濃度影響評価 等	3-1：設計要求等との照合 3-2：評価判断基準等との照合 ・被ばく評価、有毒ガス影響評価、酸素濃度評価及び二酸化炭素濃度影響評価と評価判断基準との照合等
B.既設	B-1：設計条件が変更になったもの	—	—	—	—
	B-2：設計条件が追加になったもの	—	—	—	—
	B-3：新たに申請対象になったもの	—	—	—	—
	B-4：設計条件に変更がないもの	—	—	—	—

【説明ポイント】

※：数値については精査中。

- 新設の緊急時対策所については、要求事項との関係を踏まえて系統設計等全体を説明する。
- 緊急時対策所の居住性に係る機能設計・評価については、「第四十八条 制御室」と合わせて、同じ設計、評価方法となる纏まりを説明したうえで合理的に説明する。

「第五十一条 通信連絡を行うために必要な設備」の説明方針

【説明事項】

- 通信連絡設備の設計（所内通信連絡設備、所外通信連絡設備等）

分類		申請対象設備※	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		重大事故時の所内外通信連絡設備等 常設：○基 可搬：○基	通信連絡設備に対する要求事項等	2-1：システム設計、構造設計等 ・構造図、系統図等（多様性、電源仕様（無停電電源・蓄電池）、データ伝送）	3-1：設計要求等との照合
B.既設	B-1設計条件が変更になったもの	—	—	—	—
	B-2:設計条件が追加になったもの	—	—	—	—
	B-3:新たに申請対象になったもの	—	—	—	—
	B-4:設計条件に変更がないもの	—	—	—	—

※：数値については精査中。

【説明ポイント】

- 通信連絡設備の設計（計測結果の表示・記録・保存等）について、「第四十七条 計装設備」及び「第四十九条 監視測定設備」とあわせて合理的に説明する。